

会議録

作成日 令和5年11月15日

日時	令和5年11月15日(水) 10:30 ~ 11:30	場所	特別養護老人ホームすこやか苑 多目的ホール
会議名	令和5年度 第4回 運営推進会議		
出席者	入居者代表・家族代表・地域住民の代表(民生委員)・地域包括支援センター職員 施設長・生活支援課長(生活相談員)・副主任支援員(介護支援専門員) ※実習生1名も見学参加		
1 開 会	※ 簡易な自己紹介実施 家族代表 ⇒ 地域住民の代表 ⇒ 地域包括支援センターの職員 ⇒ 介護支援専門員 ⇒ 入居者代表 ⇒ 生活相談員 ⇒ 実習生の順で自己紹介を行った。		
2 挨拶 施設長	本日はお忙しい中、第4回運営推進会議にお集まりいただきましてありがとうございます。 早いもので今年も残すところ1か月半となりました。公私ともに気ぜわしくなる季節でもありますが、事故のないように取り組んでまいりたいと思っております。 先月、障害者支援施設で虐待事案があり、職員が逮捕されたという新聞記事がありました。虐待は絶対にあってはならないことですが、どんなに先進的な取り組みを行っている施設でも虐待は起り得るということを肝に命じて、すこやか苑でも虐待防止の取り組みをしております。第2回運営推進会議でもお伝えしましたとおり、虐待防止・身体拘束廃止委員会において、半年に1度、虐待の芽チェックリストというものを職員一人ひとりにチェックしてもらい、全体会議で振り返る体制を取っております。すこやか苑では一人で勤務する時間が多く、第三者がいない場面が多い勤務体制となっております。だからこそ、職員一人ひとりの虐待防止に対する意識を高めていかなければならないし、個人の問題ではなく組織としても虐待防止のための環境づくりに努めていかなければならないと思っております。誰が見ていてもいなくても入居者お一人お一人の尊厳が守られる支援に努めてまいります。職員が当たり前と思っているようなことでも、ご家族や地域の方から見た時に気になることがあれば、是非ご意見をいただきまして、より良い運営につなげていきたいと思っておりますので、今日はどうぞよろしく申し上げます。		
3 議 事	(1) すこやか苑の運営状況について ※ 別添「令和5年 第4回 特別養護老人ホームすこやか苑 運営推進会議資料」に基づき、介護支援専門員より報告した。 Q: 身体拘束についての線引きや身体拘束廃止委員会の開催回数等について知りたい(家族代表)。 A: 基本的には、厚生労働省の身体拘束に関する指針に基づき実施しています。曖昧なケースについては、市役所(指導監査課)に確認しながら取り組んでいます。当苑の身体拘束廃止委員会は、運営にあたり、必要な職種で構成されています。基本的には1回/3ヶ月としていますが、拘束の事案があれば1回/月、委員会を開催しています(介護支援専門員)。 Q: 平均年齢が89歳、90歳とあるが、その中でだいたいどれだけの人が身体拘束や常時見守りを必要としていますか(地域住民代表)。		

A：身体拘束の事案（胃瘻チューブ抜去の可能性、術後の経過観察、上肢不随意運動による自傷）は3人、ベッドや車椅子からの転落の危険性があり、見守りや何かしらの対策が必要な方は2名で、全体としては5名程度です（介護支援専門員）。

Q：ベッド離床センサーの設置台数はどのようになっていますか。対策に、多職種に応援を依頼とありますが、実際の対応はどのようになっていますか（地域包括支援センター職員）。

A：地域密着型、短期入所全床（39床）設置しています。ベッド離床センサーで対応が不十分な方については、床センサーマットも同時使用していますが、他者介助中に重なった場合は、すぐ駆け付けることが困難な為、事故につながるケースもあります。多職種の応援については、看護師、介護支援専門、事務員等で、落ち着かない入居者様の一時的な見守りや苑内散歩等の対応をしています。（生活相談員）。

※資料追加内容として、事故報告（Lv3以上）について、生活相談員より報告した。

発生状況	短期入所生活介護 10月6日 19:32、ベッド離床センサーの反応あり。居室入口小窓より様子観察を行ったが、ベッド臥床状態で体動のみであった為、その場を離れた。 19:35、ドーンと物音がした為、駆け付けると、本人ベッド上にはおらず、居室内トイレドアが30cm程開いていた。トイレ内を確認すると、入口を向き、床に長座位で座り込んでいた。頭頂部に4cm程の裂傷確認。意識レベル低下なし。
対応等	バイタル測定実施。BP133/57 P64 KT37.3℃ SP02:96-97% 20:00、青森県立中央病院救急救命センター受診。頭部CTの結果、血腫、骨折等の所見なし。創部より血が滲む様子あり、生食洗浄し、ステリーステープラで4針縫合処置施行のほか、両上下肢に疼痛なく、屈伸、伸展異常認められず 23:30、帰苑。
対応策	・ベッド離床センサーが反応した時は、居室入口小窓からの様子確認だけでなく、訪室しトイレ等の有無を確認する。 ・ベッド離床センサーほか、床センサーマットを設置する。 ・必要時、ナースコールが使用できるよう促す。

(2) 防災対策について

※別添「特別養護老人ホームすこやか苑の防災対策について」に基づき、介護支援専門員より説明を行った。

Q：非常食について、賞味期限の関係もあるので管理には注意してほしい（地域住民代表）。

A：栄養士が、毎月賞味期限のチェックを行っています。期限が近い物については、無駄にしないよう給食で提供しています（介護支援専門員）。

Q：地域防災協力隊は全体で何名位になりますか（家族代表）。

A：約30名程度です。災害を想定した上で、駆け付けることが難しい遠方の地域については、今年度、見直しを行っています（介護支援専門員）。

(3) その他

- ・次回開催日：令和6年1月17日（水）10:30～

○入所状況

■入 所	定員29人	
■稼働率	9月(96.0%) ※入所1名 入院3名	10月(97.2%) ※入院2名 退所1名(入院中に死亡)
■平均介護度	9月(4.2)	10月(4.2)
■平均年齢	9月(89.8歳)	10月(89.9歳)
■入所申込状況	9月(4件)	10月(5件)
	※総待機者数 48名(10月末)	
■短期入所	定員10人	
■稼働率	9月(87.0%)	10月(70.0%)
■平均介護度	9月(2.5)	10月(2.6)
■平均年齢	9月(92.1歳)	10月(91.4歳)

○事故報告について

※ 毎月安全委員会にて対策検討

■令和5年

区 分/月	9月	10月
ヒヤリハット	1	0
アクシデント	5	10
事故(Lv3以上)	1	0

※ 事故Lv3以上：通院を伴った事故ほか市役所へ事故報告したもの

ヒヤリハット・アクシデント内容

区 分/月	9月	10月
転倒・転落	5	5
傷・痣	0	2
服薬	1	2
その他	1	1

事故 Lv3 以上：通院を伴った事故ほか市役所へ事故報告したもの（要約）

発生状況	16時過ぎ、離床希望あり車椅子に移乗、リビングでテレビを見て体動なく過ごしていることを確認。他者介助中にドンと音があり、車椅子から転落した本人を発見。
対応等	左眉上に腫脹裂傷あり、看護職員が処置し、バイタル異常なく様子観察とした。電話にて家族へ報告。同日 22 時過ぎ嘔吐あり、県病救急外来受診（家族合流）、CT 等検査実施、骨折・頭部出血等なし。翌日も検査通院となり、異常なく終了。左眉上の腫脹、裂傷処置はしばらく続いた。
対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り困難時は多職種に見守りの協力を依頼するほか、それでも難しい時は、ベッドへの臥床を促す。 ・リビングで過ごす場合、本人同意の上でソファに座り直すことも検討する。 ・家族から、車椅子用ベルト着用希望あり。市役所に確認したところ、本人の行動を抑制するため、身体拘束に当たるとあり。今後の動向を見て、必要な手順を得た上で実施する。

○身体拘束廃止への取り組みについて

※ 該当ケース 2 件。少しずつ拘束方法や時間を見直し、軽減策を毎月検討中（要約）

ケース①

本人の状況	経管栄養（胃瘻）を流す管に触れ、抜去等の危険性あり
身体拘束の方法	経管栄養を流す場及びベッド上で両手にミトンを装着
拘束の時間帯および時間	<p>① 終日腹帯（腹巻）装着</p> <p>② 経管栄養を流す時間帯のみミトンを装着</p> <p>※ 危険行為が続く場合は、<u>1 時間を限度に一時的に装着</u></p>
解除の予定等について	毎月身体拘束廃止委員会を開催し、身体拘束を軽減する方法、解除を検討。冬場は腹帯（腹巻）継続し、春先に腹帯は中止できないか本人の行動（管に触れるかどうか）を観察していく。

ケース②

本人の状況	ペースメーカー植え込み術後にて、過度に左腕を挙げることで線がずれる危険性あり
身体拘束の方法	左腕にクッションを当て、腕の動きを抑制
拘束の時間帯および時間	<p>① 終日クッションを当てるが、排泄や入浴時は一時的に外す</p> <p>※ 激しい動きが続くようであれば、拘束帯を着用する</p>
解除の予定等について	毎月身体拘束廃止委員会を開催し、身体拘束を軽減する方法、解除を検討。次回通院（術後半年後）まで継続とするが、その後は終了予定（線が定着すれば動きに問題なしとのこと）

○職員研修等

- ・9/5（火）～6（水）、13（水） 新任職員研修 1名参加
- ・9/27（水）～29（金） 虐待防止・身体拘束廃止研修② 28名参加
- ・10/31（火）～11/14（火） 感染症対策研修②

※ 上記ほか、法人・外部研修へ数名参加

○地域貢献活動・ボランティア・実習生受入

- ・～9/1（金）ソーシャルワーク実習Ⅱ 青森県立保健大学3年生1名
- ・9/1（金）～9/20（水）介護実習ⅡA 青森明の星短期大学1年生2名
- ・9/28（土）認知症カフェ協力 レクリエーション支援へ職員1名派遣

○全体行事やユニット行事等実施状況（9月・10月）

敬老会、苦情相談日、音楽体操クラブ、書道クラブ、シニアフェスティバルへの外出、9月に星取りクラブ、各ユニットにおけるお誕生日会などを開催した。

1 事業計画の位置づけ

<p>7 安全・防災管理</p> <p>利用者が安全な生活が送れるようリスクマネジメントを推進するとともに、防災対策として次の事項を実施する。</p> <p>(1) リスクマネジメントによる介護事故防止等に取り組み、安全で信頼されるサービス提供と施設運営を目指す。</p> <p>(2) <u>防災担当者による自己点検及び法定点検の実施</u>により予防を図る。</p> <p>(3) <u>日常的な火災発生の防止を心掛けるとともに、非常事態における役割分担の徹底と職員・利用者に対して避難方法について周知</u>を図る。</p> <p>(4) 消防署等の指導のもと、現実に即した<u>実践的な防災訓練を計画的に年2回(1回目は地域防災協力隊との総合避難訓練、2回目は夜間想定での避難訓練)</u>を実施するほか、<u>自然災害を想定した避難訓練を年1回</u>実施する。</p> <p>(5) 隣接する「<u>養護老人ホーム安生園</u>」と災害時等の協力体制を整備し、加えて、「<u>安生園・すこやか苑地域防災協力隊</u>」と<u>連携を図り</u>、地域住民と協力して非常時の備えに万全を期す。</p> <p>(6) 感染症・災害発生時における不測の事態において、重要な事業を中断させない、または、中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等をまとめた、<u>業務継続計画(BCP)</u>を策定し、<u>随時、見直し</u>を行う。また、<u>緊急連絡体制は電話回線ほか SNS (LINEWORKS) を活用すること</u>で、情報共有と職員召集の迅速化を図る。</p>

2 防災委員会について

名 称	内容等	開催頻度
防災委員会	<u>防災対策について検討するほか、防災についての啓発、防災訓練</u> を行う。	年3回

3 委員会実施状況について

委員会	日 時	内 容
第1回防災委員会	令和5年5月1日(月) 14:00~14:45	年間活動計画確認 第1回防災訓練(夜間火災・地震想定)について
第2回防災委員会	令和5年7月3日(月)	第2回防災訓練(水害)

	16：00～17：00	について 今年度の活動状況確認
第3回防災委員会	令和4年9月7日（水） 16：00～17：00	第3回防災訓練（日中火災・地域防災協力隊参加）について 今年度の活動状況確認

4 防災訓練実施状況について

防災訓練	日 時	訓練内容	備 考
第1回防災訓練	令和5年5月31日（水） 14：00～16：00	通報訓練 消火模擬訓練 避難訓練 緊急参集訓練	夜間火災想定 消防設備説明 消火器試用 消防届け要
		地震時対応訓練 AED使用訓練	夜間想定手順 確認 AED トレーナ ー
第2回防災訓練	令和5年7月19日（水） 14：00～15：00	情報収集確認 垂直避難訓練 緊急参集訓練 物品運搬訓練	水害想定 消防届け不要
第3回防災訓練	令和5年10月21日（土） 11：00～12：00	通報訓練 消火模擬訓練 避難訓練 緊急参集訓練	日中火災想定 消防届け要 消防設備説明 地域防災協力 隊参加

5 地域防災協力隊について

(1) 地域防災協力隊構成員・役割

- ・ 近隣の町内会等（民生児童委員含む）から協力隊を募り電話連絡網に登録、火災発生時は自動火災通報装置等を活用して参集、入居者の避難等に協力いただく。

(2) 安生園・すこやか苑地域交流懇談会

- ・ 令和5年6月24日（土）に地域交流懇談会を開催。近隣の町内会等（民生児童委員含む）・隣接保健大学・市役所浜館支所等へ案内の上、安生園・すこやか苑の紹介、防災協力隊の活動内容等の説明、顔合わせを実施。

6 その他

(1) BCP（業務継続計画）作成について

- ・ BCP は本年度中に作成が義務付けられている（防災と感染症の 2 本立て）。防災については、防災委員会で作成することとしたが本日現在、未完成。ひな形があるため、まず一旦は完成させ、次年度以降見直しを繰り返して行く。また、次年度の事業計画に BCP のシュミレーション(訓練)を加え、適宜実施できるようにしていく。

(2) 非常食について

- ・ 入居者用一般食 30 食×3 日分、特別食(ミキサー食のような形態) 10 食×3 日分、職員用として 20 食×1 日分ストックあり。職員用は今年度中に 3 日分まで追加購入する。賞味期限が近い物は給食で使用し、使用した分を新しい物に代えていく。
- ・ 水は、一人 2L×60 人分（入居者 40 人+職員 20 人）×3 日分用意あり。